

## 議第十九号議案

埼玉県自転車利用の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県自転車利用の安全な利用の促進に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び自転車関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済（第十一条第二項及び第十二条において「自転車損害保険等」という。）への加入」を削る。

第八条第一項中「いう」の下に「。第十二条第二項において同じ」を加える。

第十七条を第十九条とし、第十三条から第十六条までを二条ずつ繰り下げる。

第十二条中「習得、」を「習得並びに」に改め、「並びに自転車損害保険等への加入」を削り、同条を第十四条とする。

第十一条第二項を削り、同条を第十三条とする。

第十条の次に次の二条を加える。

（自転車損害保険等への加入）

第十一条 自転車利用者（未成年者を除く。）は、その自転車の利用に係る自転車損害保険等（自転車の利用によつて他人の生命又は身体を害した場合における損害を填補するための保険又は共済をいう。以下この条及び次条において同じ。）に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者の自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業の用に供する自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しているときは、この限りでない。

4 自転車の貸付けを業とする者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車の貸付けを業とする者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しているときは、この限りでない。

（自転車損害保険等に関する情報提供等）

第十二条 自転車の小売を業とする者は、自転車を販売するときは、自転車の購入者に対し、自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、自転車の小売を業とする者は、自転車損害保険等に加入していることを確認することができなかつたときは、当該自転車の購入者に対し、

自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

2 学校の設置者及び長は、通学に自転車を利用して児童及び生徒に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、学校の設置者及び長は、自転車損害保険等に加入していることを確認することができなかつたときは、当該児童及び生徒並びにその保護者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 県は、関係団体と連携し、自転車損害保険等への加入を促進するため、自転車損害保険等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

平成二十九年十月四日提出

埼玉県議會議員

小島信昭

同

齊藤

正明

同

高橋

政雄

同

本木

茂

同

神尾

高善

同

田村

琢実

同

新井

豪

同

齊藤

邦明

提 案 理 由

自転車事故に係る被害者の救済に資するため、自転車利用者等に対して自転車損害保険等への加入を義務付ける等したいので、この案を提出するものである。